

# 改正森林法案（仮訳）

## 法 案

- 第Ⅰ篇 総 則
- 第Ⅱ篇 個人所有林
  - 第1章 区分及び境界設定
  - 第2章 義務的造林
- 第Ⅲ篇 国有森林資産
- 第Ⅳ篇 森林の保護
  - 第1章 個人所有林の保護
  - 第2章 国有森林資産の保護
- 第Ⅴ篇 植林の振興
  - 第1章 税法上の恩恵
  - 第2章 融 資
  - 第3章 森林基金の資金源
  - 第4章 森 林 担 保
- 第Ⅵ篇 林産業の振興
- 第Ⅶ篇 訴訟、監視及び懲罰
- 第Ⅷ篇 最 終 規 定

## 改正森林法案（仮訳）

### 第 1 篇 総 則

- 第 1 条 森林資源の保護，促進，拡大，創設及び，林産の開発，つまり林業の経済開発が国家的利益であることを宣言する。
- 第 2 条 国の森林政策は，農業水産省が作成実施し，基本的には前条に記した国家利益の目的を遂行する方向を目指したものでなければならない。
- 第 3 条 国の領土内に存在する全ての林木，公園，及び林地は本法の規定に従うものとする。
- 第 4 条 面積の大小，開発の有無を問わず林木が主体で，かつ木材又はその他の林産物を産出，あるいは砂防，流水管理，気候，等に何らかの影響を及ぼしている。若しくは国家利益の保護やその他の恩恵を提供している植物群落が森林である。
- 第 5 条 下記のもは林木の有無に拘らず森林用地である。
- a) 土壌適合性，気候，位置，及び，その他の条件，特徴により他の開発，又は恒久的，有効利用目的に不適な土地
  - b) 土壌の森林適性，その代替利用，木材活用の潜在的可能性の考察，公共利用の理由等に関連して，農業水産省により優先的に森林の資格を与えられるもの。
- 第 6 条 農業水産省森林局を森林関係の実施機関とし，本法の履行を担当する。
- 第 7 条 前条の規定とは別に，森林局は下記の特別委託事項を有する。
- A) 調査，広報，宣伝，普及，等の活動を通じて森林開発をその全生産段階に於て促進する。
  - B) 国の森林関係の経済性を研究，企画し生産コスト，価格，市場を分析し，林産業の生産手段の調査を行なう。
  - C) 私有地，公有地の造林を振興，企画しその為に本法で規定する全活動を進める。
  - D) 造林用苗及び種子の生産，流通を増加改善する。
  - E) 天然あるいは人工林の造成管理，及び，その合理的伐出に関し，公共機関及び個人の森林所有者を援助する。
  - F) 本法の規定に従い，国の森林資産を管理，保存，利用する。
  - G) 病虫害，火事，及び，その他，破壊の原因となるものに対し，森林の保護を組織的に行う。
  - H) 森林生態，伐出，林産加工の分野に於て，この分野で他の機関が進めている活動との調整をはかりながら実験作業を推進する。
  - K) 森林名誉会議と協力する。

## 第 II 篇 個人所有林

### 第 I 章 区分及び境界の設定

第 8 条 個人所有林は、その目的別に次の様に区分する。

- A) 保護林，土壤，水，及び，その他の再生可能な天然資源の保護を基本的な目的とするもの。
- B) 収益林，木材生産を主目的とし，その位置あるいは，そこから得られる木材又はその他の林産物の種類により，特別国家利益となるもの。
- C) 一般林，保護，収益のいずれの特性も持たないもの。

保護林及び収益林の区分は，森林局の発議，又は関係者の申請により行なう。後者の場合，関係者は下記のことを提出するものとする。

- A) 既存林を区分する時は，状況報告書
- B) 保護林又は収益林を創設する時は造林の計画

第 9 条 森林局は，登録簿を準備し，保護林又は収益林の区分を受けた森林を登録する。

第 10 条 区分の対象となる森林は全て，境界が設定されねばならない。森林局は，境界設定作業実施に有用な技術手順を決定する。

第 11 条 森林局は，技術監督職員により，本法の遂行を確実にものとする為に必要な検査を実施する権限を有する。

### 第 2 章 義務的造林

第 12 条 保護林の造林は，造林の必要な全ての土地に於て義務である。又，公共的便宜性を理由に指定を受けている区域内にある収益林の土地の造林も義務である。

第 13 条 前条で言及した決議により，造林を実施する条件及び期間が定められるが，この造林は本法及びその他の同様の法に規定する税及び融資制度の全ての助成を受けるものとする。

上記融資の助成を受けられるにもかかわらず，造林の実施を希望しない土地所有者は，土地の第三者又は国への売渡しを選択することができる。前者の場合，占有者に優先して提供するものとする。借受け又は共同経営の土地の場合，占有者は，土地所有者に対し造林の実施を許可しなければならない。造林面積が土地の全面積の 5 % を超す場合，造林地が占有者にとって利用可能でない限りは，貸付料をそれ相応に下げるものとする。

第 14 条 土地所有者が造林を実施することなく前条に定める期限が過ぎた時は，農業水産省の提言により，行政府で土地の一部又は全体を収用する。収用地は，国有森林資産に組み入れる。

第 15 条 前条の規定とは別に，造林が実施されず，あるいは行政府が不動産を収用しないで第 13 条前段に定める期限が過ぎた場合は，国家土地台帳・不動産管理局が定める不

動産実質価額の0.1%を、土地所有者は、毎月、罰金として支払うものとする。

第16条 下記の場合農業水産省は、森林局より事前に報告を受けて、造林義務を負わせる決議を無効とすることが出来る。

A) 保護林の造林の場合、所有者が同様の目的を達せられる様な全体的又は部分的な代替案を提示したとき

B) 収益林の造林の場合、土地が個有の必要性、又、直接的に家族の核であることの必要性を補助する為に不可欠であることを土地所有者が信ずるに足る様に示したとき

第17条 本法の発効以降、薪を商業的に伐出したり、工業用燃料を生産する目的で実施されるカネロネス、コロニア、サン・ホセの各州に於ける造林は、本法の規定とは別に、別途定める決議により、森林区域を明確に限定して農業水産省のみが承認できる。

前項の規定に違反した場合は、第71条の規定に従い罰せられる。

### 第Ⅲ篇 国有森林資産

第18条 本法発効の日以降、国の所有となる第4及び5条に定義する全ての林木及び林地、及び、将来、取得するものは、国有森林資産に統合され、農業水産省の保護下に置かれる。但し、運輸公共事業省の保護下に置かれることとなる国道沿いの公共の帯状用地の既存の材木は除く。

第19条 森林局は国有森林資産の保存、保護、拡大、改善及び、合理的利用に当たる。

但し、サンタ・テレサ及びサン・ミゲルの国立公園は除外する。これらは、下記機関の提案により、行政府が指名する5名のメンバーで構成される“修復保存名誉委員会”が、指揮・管理を行なう。農業水産省から1名（これが主宰する）、教育文化省、ロチャ市、歴史・地理協会、及び考古学友好協会から各1名。（1927年12月26日付、第8,172法第4条、及び1960年11月30日付、第12802法第12条）

第20条 国有森林資産を構成する森林は、国立公園又は、国有林である。

国立公園とは、森林局の提言に従い、農業水産省の決議により、国立公園の宣言を受けたものである。国立公園は、観光、レクリエーション、科学的、文化的目的に向けられ、その創設の原因となった一般的な利益に供される場合を除き、いかなる伐出も行なうことは出来ない。

国有林は、明確な宣言はなく、前項に該当しない国有森林資産の部分である。伐出は、森林局が準備し、農業水産省が承認し、森林局が直接に、あるいはその他の公共機関、国家組織、民間企業、協同企業との協定により、実施する管理・調整・改善プランの下でのみ可能である。

第21条 農業水産省が管理する森林の利用により発生する収入は、“森林基金”へ直接入れる。又、森林基金からは、森林局が国有森林資産の中で実施する造林・改善・管理・伐出

作業に融資する。

上記融資は、個人への貸付けに優先する。

第 22 条 森林局は、保護林、収益林でなくとも国有森林資産を構成する森林を区分し、それらの全てを特別登録する。

国有森林資産は、第 10、11 条に従い、森林局が用地内で区画を設定するが、その期限は、本法の発効日から 1 年以内、及び、将来他の部分が統合される時は、登録簿に登記の日から 30 日以内とする。

第 23 条 第 14 条を施行する中で、あるいは、本篇に定める森林資産拡大を目的に、行政府で指定する土地の収用については、公共利用する旨、公表する。

#### 第 IV 篇 森林の保護

##### 第 1 章 個人所有林の保護

第 24 条 第 12 条に基き創設された保護林及び収益林の破壊は禁止されている。

第 49 条に記した計画に合致せず、意図的、非意図的に森林の開発、持続性に反するいかなる作業も森林の破壊と考える。森林の転用は事前に許可を得て、事例毎に森林局が定める規定をもって実施される場合のみ可能である。

ウルグアイ河に注ぐクアレーム川の川口から、メリン湖へ注ぐセボジャティ川にまでの沿岸地方の砂地に位置する都市部及び郊外の土地の造林された森林は、全て伐採、破壊が禁じられている。農業水産省及び関係州政府から事前に助言を得て、森林局が同地域の境界を決定する。州政府は一定の形式で事例毎に必要な慎重さを持って、上記森林の部分的又は全面的な伐採を承認し、関係土地の再造林を要求できる。州政府は、農業水産省より義務的造林の宣言を受けている土地の分割を、同省の承認—造林されていない間は許可されない—を事前に受けなければ承認できない。

前項の規定に違反して森林を破壊した者は、第 12、13、14、15 条の規定に従い再造林する義務があり、法により与えられている造林の為の融資上の助成を受けられない。

第 25 条 下記の場合を除き、その土地に固有林の残存に反する伐採及びいかなる作業も禁じる。

A) 伐出材が、その地域の建設用材のみ利用される時

B) 伐採を正当化する理由、及び実施する伐出計画を事例毎に詳述した技術報告書に基づく森林局の承認が介在するとき

第 26 条 ヤシ林の破壊及び、その残存に反するいかなる作業も禁じる。

農業水産省は、森林局の提言を受けて、科学的あるいは一般的利益を理由に、一定樹種又は、個々の森林の伐採、搬出、及び原生林又は外来林の樹木の樹脂、樹皮、種子、葉、あるいは他の部分の利用を規定することができる。

第 27 条 州政府は、農業水産省より義務的造林の宣言を受けている土地の分割を同省の承認  
—造林されていない間は、許可されない—を事前に受けなければ承認できない。

第 28 条 特殊な場合、行政府より事前の承認を得、しかも全般的利益に合致する時は保護林  
又は収益林は国立拓植協会のみが収用し得る。

第 29 条 ある森林の、あるいは隣接する森林の保存を脅す様な樹病の発生、害虫の成長があ  
る時は、それらについて知識のある人が直ちに森林局へ通知しなければならない。森林の  
所有者は、森林局が個人に課す決定に同意しなければならない。

いかなる森林の所有者も、必要な植物衛生学的処置（保育・保護）を実施する為に第  
45 条に規定する融資を受けることが出来る。

第 30 条 行政府は、森林火災予防の義務規定及び、その他の森林保護方法を確立する。

第 31 条 第 8 及び 50 条に基づき作成される森林の造林、管理、あるいは調整の計画は全て  
防火線網を予定したものでなければならない。防火線は、本法及び前条で言及している規  
定の予防策に従い、植物を植えないでおくこと。

鉄道又は公道に隣接した森林の所有者は、規定で幅が定められる地帯には植物を植えな  
いでおく。

同義務不履行の場合、森林局は、本法第 40 ~ 52 条により与えられている助成の廃止  
を提言できる。

公共事業省、州政府、及び国鉄管理局は森林に近い街道、鉄道の箇所を除草し、防火帯  
を設けるものとする。

第 32 条 第 45 条で言及する森林保護作業への融資は、コントロール・タワー、防火線、通  
信機器、遠距離からの場所確認及び危険指数判定の為に技術的手段、あるいは森林火災の  
消火に用いる道具、機械類、等の火災から森林を守るに必要な工事、工作物にも与えられ  
る。

又、融資は関係者の連合体も対象となる。

関係者が実施するこれらの目的に向けられる工作物の輸入は、第 69 条に定める関税免  
除制度を享受できる。

第 33 条 森林局は、森林火災、害虫の予防に協同して当たることを目的とする森林所有者組  
合の設立、運営を助ける。

森林局は、組合の構成員の森林が国有森林資産に属する林木又は林地に隣接している時  
はその組合に参加できる。

第 34 条 森林の中、又はその近在での火災の発生、あるいは前述の諸条項に定める規定の違  
反については、全ての人に迅速に最も近い当局へ通告する義務がある。

政府当局は、森林火災の消火を組織する為に、手段及び人員の点で最も迅速且つ適切な

主導性を採るものとする。

第 35 条 農村法第 20 条 5 項を次のものと入れ替える。

“前項に定める場合、隣人が造林行為が一たとえ指示された条件下にあつても一土地を害すると判断すれば、争いは森林局の決断に委ねられる。

森林局は、害の有無を決定し、害があれば造林をしないで残す最低距離を定める。”

第 36 条 農村法第 12 条 3 項を次のものと入れ替える。

“柱間の距離は、15mを超えず、又杭は互いに2m以上離れない様に十分に設置する。

柱は、木材又はその他の素材で、天然であれ、購入したものであれ、十分に耐久性があり、また木材及び釘金は良質であること。

行政府は、森林局の意見を事前に聞いて、柱として利用可能な木材又は他の素材を決定する。”

## 第 2 章 国有森林資産の保護

第 37 条 国有森林資産に属する林木及び林地は、適用可能なものについては前章に述べた保護規定に委ねる。

同規定の定めとは別に、国有森林資産に含まれる林木及び林地に於ては、森林局は、下記の行為が可能である。

A) 森林火災の広がる危険のある気候上、又は、他の自然条件がある時、一時的に通行を禁止すること。

B) 個人の恒常的占有又は定住を禁止すること

C) 大きさ、樹齢を問わず孤立している樹及び灌木の部分的又は全面的な伐採の禁止

D) 木材以外の全林産物の収穫物の利用は、天然資源の保存、保護の理由から禁止する様にとの助言がある時は、部分的又は全面的に禁止する。

E) 家畜の飼育を禁じる。それを認める時には、支払条件、導入可能な動物の数と種類及び、許可の対象となる区域の面積と境界、等を定める。

国有森林資産に属する用地に於る個人への許可により発生する収入は、森林基金へ組み入れる。

第 38 条 前条に規定した保護基準を不履行の者は、国有森林資産に及ぼす直接、間接の損害を国庫へ賠償するものとする。

その賠償総額は、森林基金へ移す。

賠償支払いにより、本法・民法及び、農村法に規定される懲罰の責任が免除されるものではない。

第 39 条 農業水産省は、森林基金の年間徴収額の 5%までを、森林保護事業の組織化と維持に差し向けることが出来る。同事業は、国有森林資産の恒常的監視を行なうものである。

## 第 V 篇 造林の振興

### 第 1 章 税法上の助成

第 40 条 第 8 条に従い、保護林又は収益林の宣言を受けている既存の人工林あるいは、将来、造林される人工林予定地、及び、同条に従い、保護林の宣言を受けている天然林、又、森林に直接影響を与えたり、占有されたりしている土地は、次の税制上の助成を享受するものとする。

- 1) 農村不動産土地に課される全ての国税及び、農村不動産税は免除される。
- 2) その各々の価額又は面積は、次のものの決定には算定の基準としない： a) 農牧経営の一定年収に課される所得税の清算の為の収入（IMAGRO又は将来、設立される同様の調整行為を行なうもの）及び b) 資産税に課税しうる額
- 3) 森林伐採により発生する収入は、農牧業年収への所得税に於る課税収入決定の為には、算定の基準としない。（IRA、又は、将来設立される同様の調整行為を行なうもの）

第 41 条 前条に規定する会計上の助成は、いかなる理由であれ森林が破壊されている時点から停止される。

破壊が部分的である場合は、上記助成は残っている森林の比率により変えられる。

全面的又は部分的破壊が、意図的に、又は重大なる過失により引き起こされ、裁判により責任は土地所有者にあり、と認定された時には、第 24 条及び第 VII 篇での規定事項とは別に管理当局は、前条の適用により課税が延期された時点からの遅延による追徴税の支払いを要求するものとする。

第 42 条 評価、査定決定については、土地価額及び造林価額を別途、定める。

第 43 条 農業水産省は、森林局の提言により、造林及び管理の固定コストを毎年、設定する。

第 44 条 国は、明文化された場合を除き、いかなる会計上の新規課税を直接にも間接にも、第 8 条に従い区分された森林の造林にも、その用地にも行なわない旨、保証する。

### 第 2 章 融 資

第 45 条 この章で設定する融資は、本法第 VI 篇で扱う森林基金で対処する。

同融資は、基金管理局より造林、森林の天然更新、管理、保護、等の作業に対し、与えられる。

造林作業には、造林用苗床の設置及び育成も含まれる。

既存又は計画された造林にも、保護林又は収益林の区分がなされている限りは、融資される。

ウルグアイ東方共和国銀行が、その通常資金に準拠して与え得る貸付けとは別に、本法第 5 条で言及した林地内の森林の造林には、森林基金の利用可能量に準拠して、土地価額を除く、適用可能な造林固定コストに従い計算した直接投資額の 100% までの融資を受け



ることが出来る。

第 46 条 森林局は、前条に規定した融資を受けた造林用苗床の技術的コントロールを自家用、商業用を問わず実施する。

第 47 条 森林不動産の譲渡の場合、森林基金管理委員会は、森林局の助言を受けて、本法で言及する融資の全部又は一部を取得者へ移転できる。

森林法に定められた融資を用いて創設された森林の場合、借受者と森林専任相続人は、造林計画及び、個々の管理、伐出計画の遂行に連帯して責任を負う。従って、本法に規定する懲罰及び、税制上の違反に関し、現行法に定める懲罰の適用に従うものとする。

借受者と森林専任相続人は、新専任者により森林の占有が事前にあつて、森林局から、造林・管理計画が正しく遂行されていることが証明された時には、その責任を免除される。

第 48 条 本章で規定する融資を受けた森林の全面的、部分的破壊が意図的に、又は重大な過失により起こされ、裁判で責任は借受者にあることが証明された時には、管理当局は、行政府が定める固定コストに従った融資額の増加分を含めた融資総額の償還を要求するものとし、本法第Ⅶ篇に規定する懲罰を適用する権限を有する。

償還は、破壊発生年の内に影響を受けた面積に応じて実施する。

破壊の責任を融資借受者に直接的にも間接的にも負わせられないと森林局が決定した時には、再造林、あるいは、それが出来ない時には行政府が定めるコストに従って増加した融資額を返還する為に適切な期間を猶予することが出来る。

第 49 条 融資供与に際しては、第 5 条 A) 及び B) 項に規定した条件を一括して有している林地での造林用に申請されたものが優先される。

第 50 条 本篇に定める税制上、融資上の助成を受けるには、関係者は森林の造成、伐出、再造林作業用管理・調整計画に従わねばならない。同計画は、森林局の承認を受けねばならないが、森林局はウルグアイ共和国大学林学部技師又は森林専門家のサインを必要とするか否かを定める。

第 51 条 農牧業所得税あるいは、将来設定され、同様の調整行為を持つものへの税、農業活動税の債務は、本法第 8 条に従い、保護林又は収益林の宣言を受けている人工林の造林コストの何パーセントかを同税の支払総額から減額できる。

行政府は、同助成供与の条件を規定し、その目的の為に造林及び管理固定費用の為に設定する金額を決定するものとする。

第 52 条 行政府は、本法に規定する融資供与制度を計画実施段階に応じて規定により決定する。融資受益者に対し必要と考えられる保険契約及び、保証供与を要求できる。

### 第 3 章 森林基金の資金源

第 53 条 本法の適用により要求されている分配に対処する為、下記資金で構成される森林基金を創設する。

- A) 行政府が割当てる額
- B) 森林基金から供与された融資の回収金及び、取立て利息
- C) 国有森林資産の管理から派生する利用、利権、収益、等によるあらゆる種類の収入収益
- D) 加工林産物の輸入に対する補足的追徴税。追徴税は、ALADI 加入国からの輸入品の 1% を、又 ALADI 加入国以外の国からの輸入の 5% を下回らないこと。
- E) 第 38 条に従い、国有森林資産が受取る賠償額
- F) 本法及びその法規の規定に対する違反により適用される罰金の額
- G) 森林局の徴収分
- H) 本法に従い取り決められた貸付け及び、その他の融資から発生する基金
- I) 受取る遺贈及び、寄附金

第 54 条 森林基金は、“森林基金管理委員会”と称される名誉委員会が運営し、その運営上必要な全ての支援を与える農業水産省の範囲内で機能を果たす。

委員会は、次の 3 名で構成する。

- 1) 農業水産省森林局長（主宰）
- 2) “ ” 代理者
- 3) 大蔵省代理者

更に、各代表機関は、各構成員毎に代替人を指名しておく。規定により指定される責任とは別に創設される管理委員会は、基本的責任として、森林基金の援助を得て進められる森林造成計画の経済-金融面の管理、指導、監査、監督を実施する。

第 55 条 森林基金への組み入れ額は、中央銀行の特別勘定へ、“森林基金”の名称で預金し、その利用可能性が農業水産省の提言により、行政府が法規により定める規定に従い、融資するという形で、森林開発に必要な事項に対処する様、向けられる。

第 56 条 行政府では、10,000ha の造林の固定コストに相当する額を年間最低額として森林開発へ向ける、その内訳は、次の通り

- 1) 本法第 53 条に規定する森林基金を構成する額の 95%。この基金で第 2 章に規定した融資の他に、収用に必要な経費、本法第 III 篇に規定する土地の購入及び造林、等に対処できる。
- 2) 残り 5% は、農業水産省のプログラム 004-07 項のサブ・プログラム 004 の経費、人事契約・業務契約の経費に対処する為。

第 57 条 行政府は、本法発布の日から 90 日以内に、農業水産省の提言により、期間 5 年の国家造林計画を定める。これは、前年度の経験に基づき修正を加えて、毎年 11 月 30 日に現実に合ったものとする。同計画には年度別達成目標を森林面積 (ha) で表わしておく。

第 58 条 国家造林計画の承認又は修正から 30 日以内に毎年、農業水産省森林局は、造林活動促進計画を作成、公表する。

#### 第 4 章 森 林 担 保

第 59 条 本法第 II 篇第 1 章の規定により収益林の区分を受けた森林を、農村又は農業担保契約にかかわる森林に関する財産に含める。(1918 年 3 月 21 日付け第 5,649 法第 3 条)

森林担保の場合の農村又は農業担保契約は、本法の定める場合を除き、1918 年 3 月 21 日付け第 5,649 法の規定に従う。

第 60 条 森林担保契約に於る担保債権者の権利は、登記から教えて 25 年間で時効となる。但し、この点に関する民法第 1232 条及びそれ以降の定めとは、別である。

担保債権者の権利は、損害保険の賠償、及び、担保に所与の事項で受けた損害に責任を有する第三者が、いかなる費用としてであれ支払うべきものにも及ぶ。この場合、担保債務者が損害の日から 15 日以内に行動を開始しなければ、担保の保有者が債権者となる。

第 61 条 森林と一体となっている財の所有者がその森林に担保を設定するには、その財に抵当権が存在する場合、抵当権者の同意が必要である。

第 62 条 各登記簿への森林への農業担保契約の登記は、期限前に更新が成された場合を除き、契約が実効してから 25 年で消滅する。

第 63 条 前条までに定めた担保契約は、1918 年 3 月 21 日付け第 5,649 法に定める事項の履行の他に、法規に定める形式及び条件で、森林局森林総合登記所に登記しなければならない。

同登記所では、当事者の申請により抵当の実質的権利の登記及び、発布された法規に定めるその他の詳細を確認する証明書を発行する。

第 64 条 抵当の実質的権利の及ぶ森林から生産される木材及び他の林産物の販売は、森林伐出の権利を有する者により、各管理計画に規定する段階と順番が履行されていれば、実施可能であるが、抵当権の及ぶ森林の償還額を抵当権実質保有者に事前に支払われていないか、あるいは抵当権証明書の余白に合意の旨が記されていないか、上記産品の引渡しは行なえない。

第 65 条 担保となっている森林の競売の場合、取得者は、伐出・管理の為に定められ、森林局が承認した伐出・管理計画を尊重しなければならない。

第 66 条 森林を担保とする担保の競売が生じるとき、造林している土地の所有者は、森林局が承認した伐出・管理計画の遂行が可能で、取得者の不動産への通行を許可しなけれ

ばならず、その為に必要な通行権を設定する。

この土地所有者の義務及び通行権は、森林局が承認した伐出・管理計画に定められた伐出順序の終了から2年で消滅する。

第 67 条 本法に関する事項には、1918年3月21日付け第5649法第4条2項の規定は適用されない。

金額に関する同法の規定も適用されない。金額は、本法の規定が定める形で、該当額に一致させる。

#### 第 VI 篇 林産業の振興

第 68 条 造林、伐出又は、国産木材の加工に貢献する農村部、工業又は、農産物工業関係の生産者及び企業は、本法発効以降、15年間、下記活動の為に、本法第69条に定める便宜を享受するものとする。

- A) 造林用苗木の生産、造林及び、森林管理
- B) 木材の（利用）開発及び、他の林産物の利用
- C) 繊維、パルプ、紙及びカートン、製材、合板及び薄板、木材繊維板及びパーティクル・ボード、木材、蒸溜、等の生産用木材の加工
- D) 木材の保存と乾燥
- E) 化学工業での原料としての林産物の利用

第 69 条 行政府は、農業水産省の提言により、国産木材の加工に必要な原料及び、これら企業の設置、運営に必要な実用及び補助の設備、機械類、車、等の輸入に関し、次の税と料率の一部又は全部を免除する、輸入税を含む追加税及びその他の関税、港湾税及び使用料、追徴税、預託金及び、供託金、その他、全ての輸入税又は、輸入時に適用される税。免税に不可欠な条件は、次の通り

- A) 輸入する実用又は補助の設備、機械類、車、等が品質、価格が適正な条件で、国内で通常、生産されていないこと。
- B) 受益産業が実施する活動が、森林政策の一般的目的と両立していること。

#### 第 VII 篇 訴訟、規制及び、懲罰

第 70 条 本法第V篇第1、2章に定めた税制上、又は、融資上の助成を拒否、又は、排除する判決に対してなされる行政控訴は、停止効果を有するものとする。

第 71 条 森林関係の法規定の侵害又は違反は、事実の根拠となる民法上、刑法上の行動とは別、違反の重要性に応じて、違反消滅の時点で有効な1ha 当り造林固定額の10~50倍の罰金が課される。森林局は、違反の確認の任に当る。

農業水産省法監視局は、1947年9月19日付け第10940号法に規定する手続きに従い、相応の懲罰を決定、執行することを任務とする。

第 72 条 農業水産省は、森林局の提言を受けて、本法の規定適用の遂行に必要とされる監視実施に要する情報を要請するために必要なメカニズムを実施し、そのための宣誓口供書の作成を要求できる。

#### 第 VIII 篇 最 終 規 定

第 73 条 本法に規正される分野の鑑定及び査定は、農学エンジニア及び森林技師のみに資格がある。

第 74 条 本法は、公序である。

第 75 条 行政府は、本法の公布以降 90 日以内にその法規を定めるものとする。

第 76 条 1968 年 12 月 16 日付第 13,723 号法及び、本法の規定に反するその他全ての規定を廃止すること。

第 77 条 公表に関すること。





JICA

